

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和8年4月14日 広島法務局東広島支局 登記官 永井 学

記

- 1 手続番号
第2420-2025-0011号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
東広島市安芸津町風早字蕨迫10082番4